

## 名古屋市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の手引きの（事業者用）一部改正について

名古屋市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の手引き（事業者用）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1章 事業概要について</p> <p>2 対象者</p> <p>市内在住の在宅の障害者で、次の要件を全て満たす方</p> <p>① (略)</p> <p>② 重度訪問介護又は行動援護の対象となる状態像の方で、在宅サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）の支給決定を受け、現に当該サービスを利用中の方</p> <p>③ 障害支援区分の認定調査項目の「3-3 コミュニケーション」について、「特定の者であればコミュニケーションできる」、「独自の方法でコミュニケーションできる」、「コミュニケーションできない」のいずれかに認定されている方</p> <p>※上記③が「日常生活に支障がない」、「会話以外の方法でコミュニケーションができる」のいずれかに認定されている方で、緊急に支援が必要と認められる場合にあっては、「名古屋市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業医師意見書」（様式2号。以下「医師意見書」という。）により同程度の状態であり、支援の必要性が認められれば対象者とすることができる。</p>	<p>第1章 事業概要について</p> <p>2 対象者</p> <p>市内在住の在宅の障害者で、次の要件を全て満たす方</p> <p>① (略)</p> <p>② 重度訪問介護又は行動援護の対象となる状態像の方で、在宅サービス（居宅介護、重度訪問介護、<u>同行援護</u>、行動援護、重度障害者等包括支援、<u>移動支援</u>）の支給決定を受け、現に当該サービスを利用中の方</p> <p>③ <u>障害支援区分の認定調査項目の「3-3 コミュニケーション」について、「特定の者であればコミュニケーションできる」、「独自の方法でコミュニケーションできる」、「コミュニケーションできない」のいずれかに認定されている方</u></p> <p><u>※認定調査が未実施の場合は区窓口等での確認を行う</u> <u>こととする。なお、区役所、支所（以下区役所等という。）窓口等での確認が難しい場合においては、「名古屋市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業医師意見書」（様式第2号。以下「医師意見書」という。）により同程度の状態であり、支援の必要性が認められれば対象者とすることができる。</u></p>

改正前	改正後
<p data-bbox="264 228 1081 504">障害児の特例・・・障害児の入院にかかる対応については、基本的に保護者の養育義務の範疇であり、<u>就労を理由とした申請については原則対象としないが、単身に準ずる世帯であって必要性が認められる場合については対象者とする。</u></p> <p data-bbox="481 517 1081 600">(詳細は区役所、支所(以下、区役所等という。)へお問合せください。)</p> <p data-bbox="241 662 434 695">3 支援内容</p> <p data-bbox="264 710 752 743">病院スタッフとの意思疎通の支援</p> <p data-bbox="264 758 1081 892"><u>※院内における身体介護、家事援助等の介護サービスの提供及び、診療報酬単価の算定対象となる医療行為は対象外</u></p> <p data-bbox="241 954 445 987">4～6 (略)</p> <p data-bbox="241 1050 499 1083">7 利用者負担額</p> <p data-bbox="264 1098 1081 1232">原則6に定める報酬額の1割相当額。ただし、障害福祉サービス受給者証に記載の負担上限月額を限度とする。</p> <p data-bbox="264 1246 1081 1422">また、利用者負担額については、障害福祉サービスの利用者負担額との総合上限額管理を行うものとする(合計して障害福祉サービス受給者証に記載の負担上限月額まで)。</p>	<p data-bbox="1106 228 1957 504">障害児の特例・・・障害児の入院にかかる対応については、基本的に保護者の養育義務の範疇であり、<u>原則対象としないが、単身に準ずる世帯であって必要性が認められる場合については対象者とする。</u></p> <p data-bbox="1375 469 1928 502">(詳細は区役所等へお問合せください。)</p> <p data-bbox="1106 662 1299 695">3 支援内容</p> <p data-bbox="1128 710 1877 743">病院スタッフとの意思疎通の支援、<u>介護方法の伝達</u></p> <p data-bbox="1128 758 1957 892"><u>※病院入院中には、健康保険法の規定による療養の給付等が行われることを踏まえ、利用者が病院の職員と意思疎通を図るうえで必要な支援等を基本とする。</u></p> <p data-bbox="1106 954 1310 987">4～6 (略)</p> <p data-bbox="1106 1050 1364 1083">7 利用者負担額</p> <p data-bbox="1128 1098 1957 1181">原則6に定める報酬額の1割相当額。ただし、障害福祉サービス受給者証に記載の負担上限月額を限度とする。</p> <p data-bbox="1128 1195 1957 1471">また、利用者負担額については、障害福祉サービスの利用者負担額との総合上限額管理を行うものとする(合計して障害福祉サービス受給者証に記載の負担上限月額まで)。<u>なお、障害福祉サービスの決定がない者については、移動支援・地域活動支援受給者証の特記事項欄に記載のある本事業の利用者負担額を限度とする。</u></p>

改正前	改正後
<p>8 支援実施事業者 「居宅介護」、「重度訪問介護」「行動援護」、「同行援護」、 「重度障害者等包括支援」のいずれかの指定事業者で、 現に対象者へサービス提供を行っている事業所。</p> <p>9～11 (略)</p> <p>第2章 サービス提供の流れ</p> <p>利用者から入院時コミュニケーション支援の利用希望があった場合は、以下の手順でサービス提供を行うこと。</p> <p>1 認定者の確認</p> <p>利用者から入院時コミュニケーション支援の利用希望があった場合は、障害福祉サービス受給者証（Ⅱ）の(三)の特記事項欄に「<u>入院時コミュニケーション支援認定者</u>」の記載があることを確認する。記載がない場合は、「対象者要件を満たさない」、又は「認定手続きが行われていない」可能性があるため、区役所等へ確認を行うこと。</p>	<p>8 支援実施事業者 「居宅介護」、「重度訪問介護」、<u>「同行援護」</u>、「行動援護」、 「同行援護」、「重度障害者等包括支援」、<u>「移動支援」</u>の いずれかの指定事業者で、現に対象者へサービス提供を行っ ている事業所。</p> <p>9～11 (略)</p> <p>第2章 サービス提供の流れ</p> <p>利用者から入院時コミュニケーション支援の利用希望があ った場合は、以下の手順でサービス提供を行うこと。</p> <p>1 <u>支給決定対象者</u>の確認</p> <p>利用者から入院時コミュニケーション支援の利用希望 があった場合は、障害福祉サービス受給者証（Ⅱ）の(三) の特記事項欄、<u>又は移動支援・地域活動支援受給者証の特 記事項欄に「入院時コミュ支給対象者」</u>の記載があること を確認する。<u>この文言の記載があれば、本事業の支給期間 中であるため、利用にかかる申請手続きは要せず、支給量 の範囲内で利用を可能とする。</u>なお、記載がない場合は、 「対象者要件を満たさない」、又は「支給申請手続きが行 われていない」可能性があるため、区役所等へ確認を行う こと。</p>

改正前		改正後	
利用者負担上限管理対象者該当の有無	該当	利用者負担上限管理対象者該当の有無	該当
利用者負担上限管理事業所名 〇〇〇〇居宅介護サービス		利用者負担上限管理事業所名 〇〇〇〇居宅介護サービス	
開始年月 日	平成 21 年 7 月 1 日	開始年月 日	令和 3 年 5 月 1 日
特記事項欄 <b>入院時コミュニケーション支援認定者</b>		特記事項欄 <b>入院時コミュ支給対象者(利用開始日から 14 日目まで:10 時間以内/日、利用開始 15 日目から 30 日目まで:5 時間以内/日)</b>	
<p>2 サービスの利用申請</p> <p>認定者が入院時コミュニケーション支援のサービスを利用する際は、所管の区役所等へ「サービス利用申請書」を提出し、「支給決定通知書」の交付を受けてからサービスの利用が可能となる。その際、支給決定通知書の「利用可能な事業者」欄に記載のある事業所がサービス提供を行うことができる。</p> <p>また、利用可能な事業所に対して、区役所等より「名古屋市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業利用決定のお知らせ（以下、利用決定のお知らせ）」が送付される。</p>		<p>2 契約の締結</p> <p>事業所は、障害福祉サービス受給者証又は移動支援・地域活動支援受給者証、支給申請結果通知書を確認後、利用者とサービス利用に関する契約を締結する。</p> <p>なお、契約締結後、区役所等に対し入院時コミュニケーション</p>	
<p>3 契約の締結</p> <p>2により、「利用可能な事業者」となった事業所は、支給決定通知書又は利用決定のお知らせを確認後、利用者とサービス利用に関する契約を締結する。</p> <p>なお、契約締結後、区役所等に対し入院時コミュニケーション</p>		<p>2 契約の締結</p> <p>事業所は、障害福祉サービス受給者証又は移動支援・地域活動支援受給者証、支給申請結果通知書を確認後、利用者とサービス利用に関する契約を締結する。</p> <p>なお、契約締結後、区役所等に対し入院時コミュニケーション</p>	

改正前	改正後
<p>ヨン支援事業について契約した旨の報告を、電話にてすみやかに行うこと（個人情報を含むため FAX での送信はご遠慮ください）。</p> <p><u>4</u> （略）</p> <p><u>5</u> サービス提供 （1）・（2） （略）</p> <p><u>（3）・（4）</u> （略）</p> <p><u>（5）支援の範囲について</u> 入院時コミュニケーション支援は、診療報酬の範疇となるサービスは支援の対象外であり、入院中の介護のためのヘルパーとしての派遣は認められない。</p>	<p>ヨン支援事業について契約した旨の報告を、電話にてすみやかに行うこと（個人情報を含むため FAX での送信はご遠慮ください）。</p> <p><u>3</u> （略）</p> <p><u>4</u> サービス提供 （1）・（2） （略） <u>（3）病院等との調整について</u> <u>本事業の提供にあたっては、本事業により具体的にどのような支援を行うかについて個々の利用者の症状等に応じて、医療機関の職員と十分に調整をしたうえで医療機関側から必要として求められた意思疎通の支援等（具体的な支援内容は「（6）支援の範囲」を参照。）を行うこと。また、看護の代替となるような支援については行わないよう留意をする。なお、病院等との調整をした内容については、「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の利用にかかる報告書」に記載し、区役所等に提出をすること。</u></p> <p><u>（4）・（5）</u> （略）</p> <p><u>（6）支援の範囲について</u> <u>利用者との意思疎通を図ることができる事業者が病院と連携し、入院期間中において必要なコミュニケーション支援を行う。具体的には以下のア、イの支援内容となる。</u></p> <p><u>ア 意思疎通の支援</u> <u>（対象者像）</u> <u>・知的障害により意思疎通支援の必要な者</u></p>

改正前	改正後
<p data-bbox="257 231 772 263"><u>【診療報酬の範疇となるサービス】</u></p> <p data-bbox="257 279 1064 502"><u>①病状の観察、②病状の報告、③身体の清拭、食事、排泄等療養上の世話、④診察の介助、⑤与薬・注射・包帯交換等の治療、⑥検温、血圧測定、検査検体の採取・測定・検査の介助、⑦患者・家族に対する療養上の指導等菅座の病状に直接影響のある看護</u></p> <p data-bbox="257 1189 436 1236">(6) (略)</p> <p data-bbox="235 1284 638 1332">第3章 請求事務について</p> <p data-bbox="235 1340 369 1380">1 (略)</p> <p data-bbox="235 1388 817 1428">2 利用者負担の上限管理事務について</p> <p data-bbox="257 1436 436 1476">(1) 対象者</p>	<p data-bbox="1142 231 1467 263">・発語が困難な者 等</p> <p data-bbox="1131 279 1444 311"><u>イ 介護方法の伝達</u></p> <p data-bbox="1142 327 1960 454">・特殊な介護方法等は必要となるため、本人だけでは医療従事者に介護方法等が説明できない。発語が困難であることや知的障害により、説明できない者に限らない。</p> <p data-bbox="1120 470 1422 502"><u>(具体的な支援内容)</u></p> <p data-bbox="1131 518 1960 646">病院入院中には、健康保険法の規定による療養の給付等が行われることを踏まえ、利用者が病院の職員と意思疎通を図るうえで必要な支援等を基本とする。</p> <p data-bbox="1142 662 1937 742">・利用者が病院の職員と意思疎通を図るうえで必要な支援</p> <p data-bbox="1142 758 1960 885">・利用者ごとに異なる特殊な介護方法（例：体位交換）について、医療従事者などに的確に伝達し、病院での適切な対応につなげる。</p> <p data-bbox="1142 901 1960 1029">・意思疎通支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院の職員に伝える ため、ヘルパーが病院の職員と一緒に直接支援を行うことも想定される。</p> <p data-bbox="1142 1045 1960 1173">・強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室の環境調整や対応の改善につなげる。</p> <p data-bbox="1120 1189 1299 1236">(7) (略)</p> <p data-bbox="1097 1284 1500 1332">第3章 請求事務について</p> <p data-bbox="1097 1340 1232 1380">1 (略)</p> <p data-bbox="1097 1388 1680 1428">2 利用者負担の上限管理事務について</p> <p data-bbox="1120 1436 1299 1476">(1) 対象者</p>

改正前	改正後
<p>以下の条件をいずれも満たす場合は、サービス利用管理事業者は入院時コミュニケーション支援の利用者負担額について、上限額管理を行うこと。</p>	<p>以下の条件をいずれも満たす場合は、サービス利用管理事業者は入院時コミュニケーション支援の利用者負担額について、上限額管理を行うこと。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害福祉サービス受給者証記載の負担上限月額≠0円</li> <li>○ 入院時コミュニケーション支援のサービス提供事業所が2箇所以上</li> </ul> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害福祉サービス受給者証記載の負担上限月額≠0円 又は、<u>移動支援・地域活動支援受給者証の特記事項欄に記載の本事業の負担上限月額≠0円</u></li> <li>○ 入院時コミュニケーション支援のサービス提供事業所が2箇所以上</li> </ul> </div>
<p>(2) 利用者負担額</p> <p>入院時コミュニケーション支援の利用者負担額は障害福祉サービス受給者証に記載の負担上限月額を上限とし、障害福祉サービスの利用者負担額を控除した額を、入院時コミュニケーション支援の負担上限月額とする。</p>	<p>(2) 利用者負担額</p> <p><u>①障害福祉サービスの決定がある者</u></p> <p>入院時コミュニケーション支援の利用者負担額は障害福祉サービス受給者証に記載の負担上限月額を上限とし、障害福祉サービスの利用者負担額を控除した額を、入院時コミュニケーション支援の負担上限月額とする。</p> <p><u>②障害福祉サービスの決定がない者</u></p> <p>入院時コミュニケーション支援の利用者負担額は、<u>移動支援・地域活動支援受給者証の特記事項欄に記載のある負担上限月額を上限とする</u></p> <p>(3) <u>請求時の事業所番号・受給者証番号の整理</u></p> <p><u>重度障害者入院時コミュニケーション支援事業では、独自の事業所番号・受給者証番号を設定しないため、請求時の事業所番号・受給者証番号の整理をする。</u></p> <p><u>①障害福祉サービス（居宅介護、同行援護、行動援護、重</u></p>

改正前

改正後

度訪問介護、重度障害者等包括支援）のいずれかのサービス、移動支援の両方を提供している場合は、障害福祉サービスの事業所番号を優先して請求することとする。

② 1回の請求時には、1つの事業所番号のみで請求することとする。

③受給者証番号は、障害福祉サービスの決定がある者については、障害福祉サービスの受給者証番号、障害福祉サービスの決定がない者については、移動支援・地域活動支援の受給者証番号で請求をする。

パターン①

例：居宅介護及び移動支援の両方を提供する事業者が、普段移動支援を提供している利用者 A に対して入院時コミュニケーション支援を提供した場合

	<u>提供内容、利用サービス</u>	<u>請求時の番号</u>
<u>事業者</u>	<u>移動支援、居宅介護</u>	<u>居宅介護の事業所番号で請求</u>
<u>利用者 A</u>	<u>移動支援、GH を利用</u>	<u>障害福祉サービスの受給者証番号</u>

パターン②

例：居宅介護及び移動支援の両方を提供する事業者が、普



改正前

改正後

段移動支援を提供している利用者 A、利用者 B に対して入院時コミュニケーション支援を提供した場合

	提供内容、利用サービス	請求時の番号
事業者	移動支援、居宅介護	居宅介護の事業所番号で請求
利用者 A	移動支援、GH を利用	障害福祉サービスの受給者証番号
利用者 B	移動支援のみを利用	移動支援の受給者証番号

(3) (略)

(4) (略)

3 サービス利用管理加算について

以下の①②の事務をいずれも行った場合に、サービス利用管理事業所は、「サービス利用加算」を算定することができる。ただし、障害福祉サービス受給者証記載の負担上限月額=0 円の場合は、①の事務を行った場合に、サービス利用管理事業所は、「サービス利用加算」を算定することができる。

- ① サービス利用計画票の作成
- ② 利用者負担の上限額管理事務

※利用事業所が 1 箇所のみの場合はサービス利用管理加算の算定不可

3 サービス利用管理加算について

以下の①②の事務をいずれも行った場合に、サービス利用管理事業所は、「サービス利用加算」を算定することができる。ただし、障害福祉サービス受給者証記載の負担上限月額=0 円 (障害福祉サービスの決定がない者については、移動支援・地域活動支援受給者証の特記事項欄記載の負担上限月額=0 円) の場合は、①の事務を行った場合に、サービス利用管理事業所は、「サービス利用加算」を算定することができる。

- ① サービス利用計画票の作成
- ② 利用者負担の上限額管理事務

改正前	改正後
4～6 (略)	※利用事業所が 1 箇所のみの場合はサービス利用管理加算の算定不可  4～6 (略)